

議 事 録

第 16 期名護市農業委員会 第 13 回 総 会

平成 30 年 9 月 28 日 (金)

名護市農業委員会 第13回総会

開催日時 平成30年9月28日(金) 午前10時～

開催場所 名護市役所 別館3階会議室(第1・第2会議室)

出席委員(農業委員)

1番	岸本 信子	2番	長山 正敏	3番	前川 好男
4番	欠 席	5番	比嘉 清隆	6番	具志堅 安盛
7番	欠 席	8番	名城 政幸	9番	比嘉 晴
10番	金城 達文	11番	川上 達也	12番	大城 正信

オブザーバー(農地利用最適化推進委員)

13番	野原 三喜郎	14番	欠 席	15番	比嘉 政昭
16番	欠 席	17番	宮里 強	18番	玉城 政和
19番	比嘉 勲	20番	欠 席	21番	塩浜 康允
22番	山城 秀樹	23番	平 智昭	24番	伊波 實
25番	欠 席				

欠 席 者 4番 宮城 政喜 7番 野原 朝行
 14番 伊波 興助 16番 上間 光成
 20番 具志堅 興一 25番 宮城 直人

議事録署名人 5番 比嘉 清隆 6番 具志堅 安盛

書 記 名護市農業委員会事務局 係長 比嘉 洋

議 案 第79号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 第80号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 第81号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 第82号 農用地利用集積計画の意見決定について
 第83号 非農地証明願いについて
 報 告 農用地利用配分計画案に関する意見について

議長（8番） これより総会を進めさせていただきます。本日の議事録署名人は5番と6番の委員を指名しますので、よろしくお願ひします。また、書記には、事務局比嘉係長を指名いたします。

では、これより「第13回名護市農業委員会総会」を始めます。先ほど事務局から説明があったように、議案第82号農用地利用集積計画に関する意見決定についてと報告 農用地利用配分計画案に関する意見についてから先に審議を進めていきたいと思いますがよろしいでしょうか。

委員 はい。

議長（8番） 議案第82号農用地利用集積計画の意見決定について、事務局より説明をお願いします。

事務局 資料の9ページをご覧ください。平成30年9月21日付で、名護市長から名護市農業委員会会長宛てに、農用地利用集積計画の決定についての依頼がありました。利用権設定者は、譲渡人5名。譲受人4名。設定筆数8筆、面積11,234㎡。内 賃借権7筆、所有権移転1筆となっています。詳細については、10ページをご覧ください。

1番、譲渡人●の●さんから譲受人●の●さんへ、5年間の賃借権で、作物は野菜です。

2番から5番は、譲受人●の●さん、譲受人●の●さん。5年間の賃借権で、作物は野菜です。1番から5番は、譲受人が同一で、稼動人員は1名。稼動日数は250日となっています。

6番、譲渡人●の●さんから譲受人●へ、5年間の賃借権で、農地利用集積円滑化事業による農地の借受となっています。

7番は、6番で借り受けた農地を●の●さんへ貸し付けるものです。5年間の賃借権で、作物は野菜です。稼動人員は1名。稼動日数は250日となっています。

8番、譲渡人●の●さんから譲受人●の●さんへ、所有権移転で、作物は野菜です。稼動人員は1名。稼動日数は250日となっています。

以上事務局としましては、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を充たしていると考えます。

議長（8番） ただいま、事務局より説明がありました議案第82号について質疑はございませんか。

委員 異議なし。

議長（8番） 異議なしとのことですので、議案第82号農用地利用集積計画の意見決定については可決といたします。

議長（8番） 次は、報告となっていますので、農用地利用配分計画案に関する意見について、事務局より説明をお願いします。

事務局 資料12ページをご覧ください。これは、以前に農地中間管理事業により、沖縄県農業振興公社が借受けていた農地で、その転貸先が決まりましたの

で、ご報告します。

整理番号1番 ●● ●番地、●番地の2筆。転貸先は●の農業生産法人●。作物は野菜。借受期間は、平成30年8月1日から平成35年7月31日までの5年間となっています。

整理番号2番 ●● ●番地。転貸先は●の●さん。作物は、米とサトウキビ。借受期間は、平成30年9月3日から平成40年9月2日までの10年間となっています。

報告は以上です。

議長（8番） 事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご意見等ございますか。
委員 異議なし。

議長（8番） 異議なし。とのことですので、農地利用配分計画案に関する意見についての報告は以上とします。

議長（8番） 議案第79号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。

事務局 資料1ページをご覧ください。

整理番号1番 ●● ●番地、●番地の2筆。農振農用地内で、2筆合計面積が5,311㎡。●の●さんから●の●さんへ。規模拡大のための有償移転となっています。

整理番号2番 ●● ●番地。農振農用地内で、面積が1,348㎡。●の●さんから●の●さんへ。規模拡大のための有償移転となっています。1番と2番は譲受人が同一で、従事者2名。稼働日数主従事者200日、補助150日。計画作物は造園木です。

整理番号3番 ●● ●番地、●番地、●番地、●番地の4筆。農振農用地外で、4筆合計面積が5,540㎡。●の●さんから●の●さんへ。新規就農のための有償移転となっています。従事者2名。稼働日数主従事者200日、補助150日。計画作物はミカンです。

整理番号4番 ●● ●番地。農振農用地内で、面積が543㎡。●の●さんから●の●さんへ。規模拡大のための有償移転となっています。

整理番号5番 ●● ●番地、●番地、●番地の3筆。農振農用地内で、3筆合計面積が2,160㎡。●の●さんから●の●さんへ。規模拡大のための有償移転となっています。4番と5番は譲受人が同一で、従事者2名。稼働日数250日。計画作物はバナナです。

整理番号6番 ●● ●番地、●番地の2筆。農振農用地外で、2筆合計面積が2,435㎡。●の●さん外1から●の●さんへ。規模拡大のための使用貸借となっています。

整理番号7番 ●● ●番地、●番地の2筆。農振農用地外で、2筆合計面積が688㎡。●の●さん外1から●の●さんへ。規模拡大のための有償移転となっています。

整理番号8番 ●● ●番地。農振農用地外で、面積が 412 m²。●の●さんから●の●さんへ。規模拡大のための使用貸借となっています。

整理番号9番 ●● ●番地、●番地の2筆。農振農用地内で、2筆合計面積が 2,442 m²。●の●さんから●の●さんへ。規模拡大のための使用貸借となっています。6番から9番は譲受人が同一で、従事者1名。稼動日数 250日。計画作物はウコン、ミカン、インゲン、カボチャとなっています。事務局としましては、いずれも農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしているとは判断し、許可相当と考えます。

次に別紙をご覧ください。

整理番号10番 ●● ●番地、●番地、●番地、●番地、●番地、●番地、●番地、●番地、●番地、●番地、●番地、●番地の12筆。農振農用地内で、12筆合計面積が 20,048 m²。●の●さんから●の(株)●へ。新規就農のための有償移転となっています。従事者2名。稼動日数 220日。計画作物はコーヒー、バナナ、パパイア、アボカドとなっています。本申請は、総面積が 20,048 m²ありますが、その内、登記・現況地目ともに山林となっている面積が 18,125 m²。農地が 1,923 m²となっています。ご審議、よろしくお願ひします。

議長(8番) 事務局から説明がありました議案第79号について質疑はございませんか。
委員 整理番号10番は、農地が 1,923 m²で、その他が山林となっている場合、農地面積が下限面積を満たしていないのではないのか。また、山林は農地法の規制を受けないのではないのか。

事務局 現時点では大部分が山林であり、農地面積は下限面積を満たしていません。また、山林については、農地法の規制を受けるものではなく、所有権移転を行うこともできるため、農地面積が下限面積を満たした状態となった後、許可されるものと考えます。

議長(8番) ほかにございませんか。

委員 異議なし。

議長(8番) 質疑が無いようなので、議案第79号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、10番以外は、可決としてもよろしいでしょうか。

委員 はい。

議長(8番) 議案第79号整理番号1番から9番については可決とし、10番は否決といたします。

議長(8番) 議案第80号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。

事務局 資料4ページをご覧ください。

整理番号1番 ●● ●番地。農振農用地外で、面積が 238 m²。申請者 ●の●さん。お墓と駐車場として活用するための申請となっています。農地区分は、市街地近接の2種農地で、一団の農地が 238 m²。市街地に近い 10ha 未

満の農地となっていますので、問題ないと考えます。

整理番号2番 ●● ●番地、●番地の2筆。農振農用地外で、2筆合計面積が1,733㎡。申請者●の●さん。駐車場兼資材置場として活用するための申請となっています。農地区分は、住宅施設や公益施設等が連担している第3種農地となっていますので、原則許可となっています。

議長（8番） 事務局から説明がありました議案第80号について質疑はございませんか。

委員 お墓を建てるためには、墓地埋葬法の手続きが必要だと思うが、どうか。

事務局 環境対策課へ申請をしており、近日中には許可が下りる予定です。

議長（8番） ほかにございませんか。

委員 異議なし。

議長（8番） 質疑が無いようなので、議案第80号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

議長（8番） 議案第80号整理番号1番と2番については可決といたします。

議長（8番） 議案第81号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。

事務局 資料5ページをご覧ください。

整理番号1番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が633㎡で仮換地後の面積が427㎡。●の●さん外1から●の●さんへ。共同住宅を建築するための使用貸借となっています。農地区分は、区画整理事業区域内にある3種農地となっていますので、原則許可となっています。

整理番号2番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が507㎡。●の●さんから●の●さんへ。個人住宅を建築するための所有権移転となっています。農地区分は、市街地近接の2種農地で、一団の農地が0.2ha。市街地に近い10ha未満の農地となっていますので、問題ないと考えます。

整理番号3番 ●● ●番地、●番地、●番地、●番地の4筆。農振農用地外で4筆合計面積が1,385㎡。●の●さんから●の●さんへ。共同住宅を建築するための所有権移転となっています。農地区分は、市街地近接の2種農地で、一団の農地が5.4ha。市街地に近い10ha未満の農地となっていますので、問題ないと考えます。

整理番号4番 ●● ●番地、●番地、●番地の3筆。農振農用地外で3筆合計面積が284㎡。●の●さんから●の●さんへ。作業場及び駐車場として活用するための所有権移転となっています。農地区分は、市街地近接の2種農地で、一団の農地が1.7ha。市街地に近い10ha未満の農地となっていますので、問題ないと考えます。

整理番号5番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が118㎡。●の●さんから●の●さんへ。駐車場として活用するための所有権移転となっています。農地区分は、市街地近接の2種農地で、一団の農地が0.2ha。市街地に近い10ha

未満の農地となっていますので、問題ないと考えます。

整理番号6番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が359㎡の内161㎡。●の●さんから●へ。市営住宅を建築するための所有権移転となっています。

整理番号7番 ●● ●番地、●番地の2筆。農振農用地外で2筆合計面積が1,934㎡。●の●さんから●へ。整理番号6番と一体利用し、市営住宅を建築するための所有権移転となっています。農地区分は、支所から300m以内にある3種農地となっていますので、原則許可となっています。

整理番号8番 ● ●番地。農振農用地外で面積が793㎡。●の●さんから●の(株)●へ。簡易宿所を建築するための所有権移転となっています。農地区分は、住宅施設や公益施設等が連担している第3種農地となっていますので、原則許可となっています。

整理番号9番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が175㎡。●の●さんから●の●さんへ。個人住宅を建築するための所有権移転となっています。農地区分は、都市計画法上の用途地域が定められた3種農地で、原則許可となっています。

整理番号10番 ●● ●番地、●番地の2筆。農振農用地外で2筆合計面積が380㎡。●の●さんから●の●さんへ。個人住宅を建築するための所有権移転となっています。農地区分は、都市計画法上の用途地域が定められた3種農地で、原則許可となっています。

整理番号11番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が131㎡。●の●さんから●の(株)●へ。共同住宅建築のための所有権移転となっています。農地区分は、都市計画法上の用途地域が定められた3種農地で、原則許可となっています。

議長(8番) 事務局から説明がありました議案第81号についての質疑を受けたいと思いますが、質疑はございませんか。

委員 異議なし。

議長(8番) 質疑が無いようなので、議案第81号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

議長(8番) 議案第81号整理番号1番から11番については可決といたします。

議長(8番) 議案第83号 非農地証明願いについて、職務代理が現場を確認していますので、報告させます。

委員(11番) 写真付きの現地確認調査書をご覧ください。9月26日に私(11番)と委員(3番)、事務局とで現地を確認しました。

整理番号1番 ● ●番地。農振農用地外で、面積が661㎡。状況としては、写真等で示したとおりです。申し立てとしましては、当該地は20年以上前から耕作されておらず、雑木雑草が覆い繁る原野状態である。農地として活用するのは困難であるとのこと。調査員の意見としましては、周囲の状

況から農地としての利用は困難です。市街地で周辺農地への影響もないことから、現地調査の結果、証明相当と判断します。

整理番号2番 ●●番地。農振農用地外で、面積が1,831㎡。状況としては、写真等で示したとおりです。申し立てとしましては、当該地は30年以上前から耕作されておらず、原野状態であり、農地として活用するのは困難であるとのことです。調査員の意見としましては、山林化しており、今後農地としての利用は見込めないと思われまます。現地調査の結果、証明相当と判断します。

整理番号3番 ●●番地。農振農用地内で、面積が402㎡。状況としては、写真等で示したとおりです。申し立てとしましては、当該地は30年以上前からため池として利用されている。また、山林に囲まれてくぼ地となっているため、農地として利用するのは困難であるとのことです。調査員の意見としましては、農振農用地内ではあるが、くぼ地となっており、現在はため池として利用されています。農地行政上も特に支障がない状況であることから現地調査の結果、証明相当と判断します。

議長（8番） 説明がありました議案第83号について質疑はございませんか。

委員 異議なし。

議長（8番） 議案第83号非農地証明願いについては、整理番号1番から3番を可決としてもよろしいでしょうか。

委員 はい。

議長（8番） 以上で本日の議案はすべて審議を終了しました。これをもちまして、第13回名護市農業委員会総会を閉会します。

上記については、名護市農業委員会会議規則第32条第3項の規定により署名押印する。

名護市農業委員会 議長(会長) 名城 政幸 印

署名委員 比嘉 清隆 印

署名委員 具志堅 安盛 印